【医師主導治験に係る受託研究審査委員会に関する標準業務手順書（医薬品）】
（第 10 版　令和 4 年 4 月 1 日改訂）→（第 11 版　令和 4 年 5 月 2 日改訂）

文書	旧	新
第 1 章　受託研究審査委員会 （迅速審査） 第 9 条第 2 項	迅速審査は、委員長が指名する 1 名の委員が、第 7 条第 1 項に従って判定し、第 7 条第 4 項に従って院長に報告する。委員長は、次回の本委員会で迅速審査の内容と判定を報告する。 委員長が当該治験の関係者である場合においては、委員長の職務を代行する者は、副委員長、統括診療部長、副薬剤部長の順で務める。	迅速審査は、委員長が指名する 1 名の委員（企画課長）が、第 7 条第 1 項に従って判定し、第 7 条第 4 項に従って院長に報告する。委員長は、次回の本委員会で迅速審査の内容と判定を報告する。 委員長が当該治験の関係者である場合においては、委員長の職務を代行する者は、副委員長、統括診療部長、副薬剤部長の順で務める。
附　則 （施行期日） 第 1 条	この手順書は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改正する（これまでの改訂等の経緯については、この手順書の最末尾に記載のとおり）。	この手順書は、令和 4 年 5 月 2 日から一部改正する（これまでの改訂等の経緯については、この手順書の最末尾に記載のとおり）。